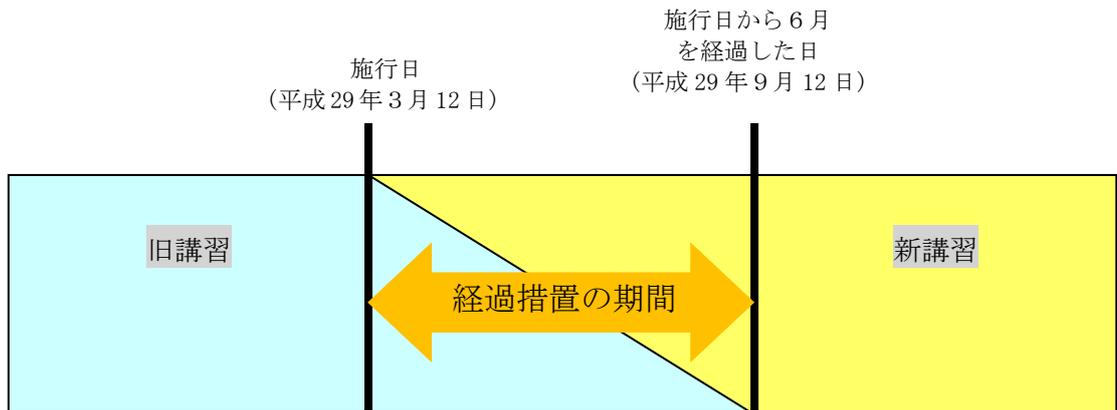


道路交通法改正に伴う高齢者講習に関する経過措置について



1 旧講習の対象者

- (1) 施行日前に講習受講期間が開始する方
免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の方で、当該日が、施行日から起算して6月を経過した日前である免許証の更新を受けようとする方
- (2) 免許証の更新の特例（期間前更新）による申請をしようとする方で、当該申請をする日における年齢が70歳以上の方で、当該日が施行日から起算して6月を経過した日前である方

2 新講習の対象者

- (1) 施行日以後に講習受講期間が開始する方
免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の方で、当該日が、施行日から起算して6月を経過した日以後の免許証の更新を受けようとする方
- (2) 免許証の更新の特例（期間前更新）による申請をしようとする方で、当該申請をする日における年齢が70歳以上の方で、当該日が施行日から起算して6月を経過した日以後である方

高齢者講習は、免許証の更新期間が満了する日の6月前から受講することができます。このため、今回の改正では、経過措置が設けられ、更新期間が満了する日が法施行日（3月12日）から起算して6月を経過した日前（9月11日まで）の方等は、法施行後にあっても、施行前の講習及び改正前の手数料となります。